

## 商品概要説明書

## 普通貯金無利息型<決済用>

(2022年11月29日現在)

	(2022 + 11 /1 20 口刻在)
商品名	・普通貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際にJAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数
	料がかかることがあります。
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座
	管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・普通貯金無利息型<決済用>から各種普通貯金に切替えることはできません。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)が
	ご利用になれます。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
苦情処理措置および	│ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、お申込み │ いただきましたJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処す │
紛争解決措置の内容	る態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け
	付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。   ***********************************
	お申込みいただきましたJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター (雷話:052-203-1777)
	受知宗弁護工会初事解決センター (電話:002-203-1777) 民間総合調停センター(大阪府)※
	※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 23 日まで未記帳の状態が
	続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。